

議第34号

京都市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

京都市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市特別会計条例の一部を改正する条例

京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

- (13) 市立病院機構病院事業債特別会計 地方独立行政法人京都市立病院機構に係る病院事業債の円滑な管理とその経理の適正を図るため

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

提案理由

市立病院機構病院事業債特別会計を設置する必要があるので提案する。